

就学援助制度のお知らせ

菊池市では、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、負担軽減を図るため、学用品費や学校給食費等の就学費用の一部を援助する就学援助制度を実施しております。

就学援助を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ、申請して下さい。

1 就学援助を受けることができる方

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護の認定を受けた家庭。
- (2) 次の①～⑨までの要件のいずれかに該当する家庭。
 - ① 生活保護の停止又は廃止
(ただし婚姻等により世帯構成が変更している場合は、この理由では申請することができません。)
 - ② 市町村民税の非課税又は減免（世帯全員）
 - ③ 個人事業税の減免を受けている。※
 - ④ 固定資産税の減免を受けている。（新築による減額は除く）
 - ⑤ 国民年金の掛金の免除（世帯全員）を受けている。※
 - ⑥ 国民健康保険料の減免又は徴収猶予を受けている。（保険料の法定軽減は対象外）
 - ⑦ 児童扶養手当の支給を受けている。※
 - ⑧ 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている。※
 - ⑨ 経済的な理由で生活にお困りの方で、市教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度の経済的困難と認める家庭。（世帯全員の所得合計額が、菊池市就学援助費規則に定める認定基準を満たすこと。）

2 申請手続き

- (1) 申請書類の提出先
在籍されている小学校・中学校に提出して下さい。
- (2) 受付期間
年度当初から認定の場合は4月末まで、5月以降は申請日の翌月から認定になります。
- (3) 申請に必要なもの
 - ① 就学援助申請書
申請書は在籍されている小学校・中学校からもらってください。
 - ② 申請要件に応じた公的証明書（※印がついている項目）
 - ③ 申請者の通帳

3 対象費用

- (1) 新入学児童生徒学用品費
- (2) 学用品費等（学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費）
- (3) 通学費

- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (5) 学校給食費
- (6) 修学旅行費
- (7) 入学準備金（平成30年度入学者から新設しました。）
- (8) 医療費（学校保健安全法第24条に定める疾病）
- (9) オンライン学習通信費
- (10) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が特に必要と認める経費 等

4 生活保護受給中の方へ

生活保護を受給されているご家庭におかれましては就学援助の申請書の提出は不要です。

5 その他

- ・市民税等が未申告の方は、認定審査ができませんので、ご注意ください。
- ・就学援助の認定審査は6月に行い、認定された場合は4月分にさかのぼって支給します。
- ・就学援助費は年3回（7月、12月、3月）に分けて支給します。
- ・認定された後に、年度途中で世帯の状況等が変わったときは、必ず学校へ報告をお願いします。
- ・その年の1月1日に菊池市にお住まいでなかった方は、6月1日以降に1月1日の住所地の市区町村で「課税台帳記載事項証明書」（前年分の所得及び控除額がわかるもの）の交付を受け、提出をお願いします。
- ・前年度に入学準備金を受給された方が、入学後の学校給食費など他の費用の就学援助を希望される場合は、4月までに就学援助の申請手続きが必要です。
- ・申請書類により適否を決定しますので、申請された方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
- ・就学援助は年度（4月～3月）ごとの申請になりますので、毎年度の申請手続きが必要です。

手続き等について、ご不明な点がございましたら、お子様が在籍されている学校又は菊池市教育委員会事務局学校教育課学務係（電話：0968-25-7231）にお問い合わせください。